



くらしのほっと通信

年6回隔月発行

もう簡単に儲かるってホント? マルチ商法



「友達を誘うだけで簡単に儲かる」「月々100万円以上の収入も夢じゃない!」・・・心をくすぐるキャッチフレーズで若者を誘うマルチ商法。マルチ商法とは、マルチレベル・マーケティングプランの略称で、アメリカで始まったピラミッド型に組織を拡大する販売形態です。日本では昭和40年代に、社会経験が乏しい学生や主婦の間でトラブルが多発し、社会問題になりました。その後、法律で規制はされたものの、ネットワークビジネス、コミュニケーションビジネス等、様々な名称で横行しています。そんなに簡単に儲かる方法があるのでしょうか?

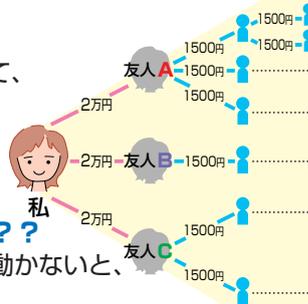
儲かるのかな? -カタログショッピングのマルチ商法の例-

20万円で会員登録をして、新たな会員を勧誘するとともに、カタログを会員外の人に配って商品を売ることで収入が得られるシステム

負担 ①登録料+ビジネスキット代 **20万円**
②カタログ代 **200円/冊**

収入 ①自分が直接勧誘した人が会員の契約をすると **2万円/人**
②自分の下の会員が新たな会員を契約させると **1500円/人**
③カタログを見た人から注文が入ると **注文金額の10%**

あなたが直接勧誘した3人が会員になったと仮定して、始めに支払った20万円を取り戻すためには・・・
20,000円×3人=60,000円
1,500円×94人=141,000円



20万円の契約を97人がするって、簡単かな???

200,000円×97人=**19,400,000円**のお金が動かないと、あなたの20万円は取り戻せない計算になります。

カタログを30人に配り、10人から5,000円ずつ注文があったとすると・・・
カタログ代200円×30冊=6,000円
注文金額50,000円×10%=5,000円 っていうことは**1,000円の赤字**
カタログを配って収入を得るのは、かなり厳しい!

【ネズミ講とマルチ商法】

共にピラミッド型に拡大する組織ですが、

●**ネズミ講**とは、下位の会員が払ったお金が上位の会員に分配される金銭の配当組織です。単に、新規加入者から支払われたお金が組織の中で動くだけで、会員が増え続けない限り、必ず行き詰まることが明らかのため、**無限連鎖講として法律で禁止**されています。

●**マルチ商法**とは、商品を購入させる等の手段をとりつつ会員を増やす販売形態です。既存会員が繰り返し商品を買ったり、会員外の人に商品売ることで、新規加入者から支払われるお金以外の利益が組織に入る可能性もあるため、ネズミ講とは異なり、必ず行き詰まるとは限りません。従ってマルチ商法は法律で禁止はされていません。ただし、一部の特異な成功例を誇示した不適正な勧誘が行われたり、簡単に儲かると信じ込み入会した人が自分の利益のためにさらに強引な勧誘をする等、危険性の高い取引であるため、**連鎖販売取引として法律で規制**されています。

違法

マルチ商法 こんな行為があったら悪質です

- 「いい話がある」等とマルチ商法の勧誘であることを告げずに呼び出す
- 「こんなに優れた商品は他にはない」等と商品の性能や品質などについて嘘をつく
- 「絶対に儲かる」等と断言する
- 断っても、しつこく勧誘を繰り返す
- 未成年者を勧誘する
- 学生に多額のクレジット契約や学生ローンを勧める
- 実際は学生なのに、契約書の職業欄にバイト先を書くように指示する
- 重要事項が記載された説明書や契約書を渡さない
- 「入会後の解約はできない」と説明したり、解約の申し出を拒否する

あなたが友達を誘うためにこのような行為をすると、あなた自身が懲役や罰金等の刑事罰を受ける場合もあります。

相談室から

投資用ワンルームマンション購入の強引な電話勧誘



利殖をセールストークにしたマンション購入の強引な電話勧誘に関する相談が急増中。前年度に比べ、すでに3倍を超えています。業者名を名乗らないばかりか、脅迫まがいの電話が繰り返しかかり、困り果ててしまう場合もあるようです。

相談事例

Q.

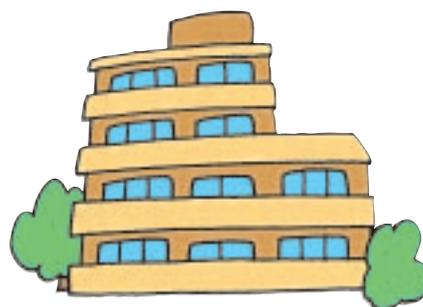
勤務先に、投資用マンションの購入を勧める電話がしつこくかかり困っている。どうしたらよいか。

部屋を貸すことで簡単に収入が得られ、節税にもなると説明された。契約するつもりはなく、何度も断っているが、「自宅に押しかけるぞ」とおどされ不安だ。

A.

業者には契約する意思がないことを毅然とした態度で伝えましょう。

それでも強引な勧誘電話がやまない場合は、『業者の強引な電話勧誘は宅地建物取引業法の禁止事項に該当し、行政処分の対象である』旨を伝えることも有効な手段の一つです。



【宅地建物取引業法】



土地や建物の売買を業として行う場合には国土交通大臣または都道府県知事の免許が必要で、宅地建物取引業法が適用されます。この法律では、以下の行為などを禁止しています。

- 契約をさせるために相手を威迫すること
- 電話による長時間の勧誘、その他、私生活または業務の平穩を害するような方法により相手を困惑させること

* 業者が禁止事項に抵触した場合には、国土交通大臣または都道府県知事は、違反内容により業務改善命令を出したり、一定期間業務の停止を命ずる等の行政処分を行うことができると定められています。

〈問合せ先〉 愛知県建設部住宅管理課 TEL 052-954-6583

問題点

- 1 収入の見込みや節税になることを断定的に説明しているが、将来、必ず入居者を確保できるとは限らず、収入は保証されるものではない。
* 不動産取得税や登記料のように購入時に発生する費用だけでなく、購入後に発生する固定資産税・所得税・損害保険料などの諸経費も考慮する必要がある。
- 2 販売するマンションは首都圏など遠隔地にある場合がほとんどで、物件を実際に見に行くことが難しく、賃貸の基本となる立地条件等を確認できない。

もし、契約してしまったら・・・

土地や建物の売買契約を事務所等以外の場所でした場合は、宅地建物取引業法によりクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間は、業者から書面によりクーリング・オフ制度について告げられた日から数えて8日間。その期間内に業者に書面で解約意思を通知すれば、無条件で解約ができ、支払ったお金は全額返金されます。

業者は巧みな話術で誘いますが、簡単に儲かる話はありません。不審な勧誘はきっぱりと断ることが大切です。一人で悩まず、早めに消費生活センター(TEL 222-9671)にご相談ください。

消費生活センターに相談が寄せられた、最近のクリーニングトラブルの事例を紹介します。

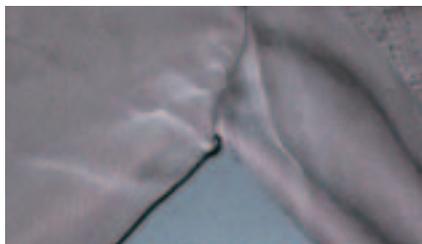
女性用ジャケットの白化

事例

黒色の女性用ジャケットをクリーニングに出したら、脇の下部分が白っぽくなってしまった。再度、有料でクリーニングを依頼したが直らず、「汗による脱色なので直らない」と再クリーニング代のみ返金された。
(ジャケットの組成：綿51%、ウール48%、ポリウレタン1%)

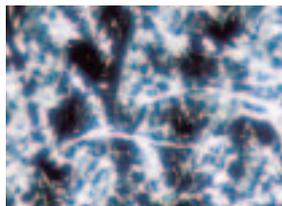
相談品を観察したところ、左右の脇の部分、特に右脇の部分(写真①)が白くなっていました。

【写真①】
右脇の下の
白化部分

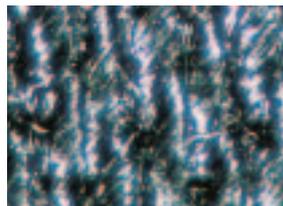


顕微鏡で拡大してみると、白くなった部分は正常な部分よりも、摩擦による毛羽立ちが多いことが分かりました(写真②、③参照)。

【写真②】 白くなった部分



【写真③】 正常な部分



今回の白化は、右脇が最も顕著でしたが、衿や裾、袖口にも多少、発生していました。これらは着用時にスレやすい部分です。服全体ではなく、スレやすい部分に起きることから、汗による影響よりも、摩擦による要因が大きいと考えられます。繊維の毛羽立ちで光が乱反射して白く見えるようになり、さらにクリーニングで汚れが落ちたために、白化がより目立つようになったと思われる。

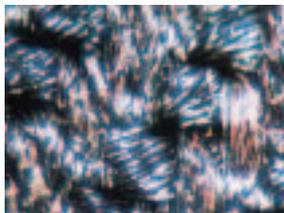
男性用スラックスの変色

事例

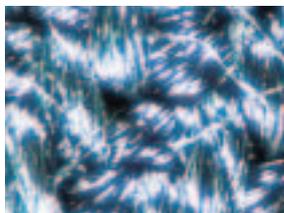
1年前に購入した男性用スラックスをクリーニングに出した後、膝の部分が変色していることに気づいた。店に苦情を申し出たが、「元々の繊維の色が浮き出たものだ。うちに責任はない」と取り合ってもらえなかった。
(スラックスの組成：綿51%、ウール48%、ポリウレタン1%)

相談品は全体にこげ茶がかかった黒色ですが、相談者が変色に気づいた両膝の部分と、前立ての一部はやや赤みが強い褐色になっていました。また、ポケットの入り口は一部摩耗し、その付近にも赤みがかかっているところがある等、部分的に変色が発生していました。

【写真④】 膝の変色部分



【写真⑤】 正常な部分



顕微鏡で拡大してみると、膝の変色部は正常部よりも、たて糸が褐色になっていました(写真④、⑤参照)。



【写真⑥】
人工的に布に光を
あてる試験器内部

紫外線カーボンアーク灯の光を共布にあてて色の変化をテスト(写真⑥)した結果、変色は起こりませんでした。しかし、人工汗に浸した共布で同様にテストをしたところ、相談品と同じようにたて糸が褐色になりました。相談品の変色は、汗が浸透した部分に光があたったために、綿のたて糸が変色したことが原因だと考えられます。

通常の使用であれば問題がない布でも、汗が蓄積することでこのようなトラブルが起きる場合があります。日頃の手入れに注意を払いましょう。

クリーニングトラブルの大半は、着用時の取扱いが原因。 服選び・クリーニング店選びは慎重に！

近年、様々な素材の服が出回り、取扱いが難しくなっています。一般に、高価な服は素材やデザインが繊細で傷みやすいものが多いにもかかわらず、「値段が高いから丈夫だ」と勘違いしている人が多くトラブルになりがち。服を選ぶ時には、何年着るつもりか、日常どのような手入れが必要か等を考慮することが大切です。

また、クリーニング店では、受付時に汚れの確認や洗い方の説明をすることが基本です。しかし、実際には十分に行われていないようで、受付時のコミュニケーションで避けることができるトラブルがよく見受けられます。

店選びは料金の安さだけでなく、知識が豊富か、技術は高いか、対応は適切か等、総合的に判断しましょう。



コアラ博士のなんでも相談

ストレッチ素材の落とし穴



コアラ博士たいへん！俺の大事なステージ衣装があああ。

誰かと思えばお向かいのパンク少年か。クリーニングの袋を抱えて、どうしたんじゃ。

去年の春にクリーニングに出して大事にしまっておいた俺のお気に入りの真っ赤なストレッチパンツが、今日のステージで履くつもりでさっき袋から出したら**ポロポロ**なんだ。

どれどれ。なかなか洒落たデザインじゃな。だが、股の部分とひざのあたりがひび割れて白く変色し、そのうえ太もも辺りにシミが浮き出てるじゃないか。それではまず表示を確認してみるか。

表示ならとくに確認済みだぜ。**手洗いにバツェンがついていてドライのマーク**（→pick up①）があったからクリーニングに出したのさ。

ほお、そこまでは上出来じゃ。だがな、その下の**組成表示にポリウレタン1%とある**（→pick up②）のは見たのか。最近すっかりおなじみになったストレッチ素材には、ほとんどこのポリウレタンが含まれておる。ゴムのように伸縮する性質があり着心地がいい反面、寿命が短いという短所があって、製造後1~3年で表面がはがれたり、ひび割れたり、変色したりすることがあるんじゃよ。クリーニング時の**タンブラー乾燥**(*注1)や高温のアイロンはさらに劣化をすすめ、トラブルを起こしやすいんじゃ。それに、袋に入れたまま保管すると、変色やカビの発生原因にもなるぞ。

ショックだぜ！

衣類の購入時には、デザインやサイズ、価格だけではなく、表示や注意書きから素材を確認するべきじゃな。太もものシミは、ドライクリーニングで汚れが落ちて、隠れていた汗ジミが浮き出てきたんじゃろ。

俺のライブは熱いから汗だってたくさんかくぜ！でもクリーニングしたのに**なぜ汗ジミが落ちないんだよ？**

ドライクリーニングは皮脂、化粧品などの油性の汚れは落ちるが、汗や飲み物などの水溶性の汚れは落ちんぞ。水溶性の汚れをとるには、**シミ抜きやウェットクリーニング**(*注2)という方法があるが、去年の春の汚れでは難しいじゃろうな。

オーマイゴッド！

大事な衣装をだめにしないように**クリーニングトラブル防止五箇条**をまとめておくから肝に銘じよ。もっと知りたければ、消費生活センターの『**くらしの情報プラザ**』が便利じゃ。ためになる本・ビデオが揃っておるぞ。



pick up① 取扱い絵表示

洗濯の方法などをマークで示しています。
よくみかけるマーク

液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗えます	水洗いはできません	ドライクリーニングができます	絞ってはいけません

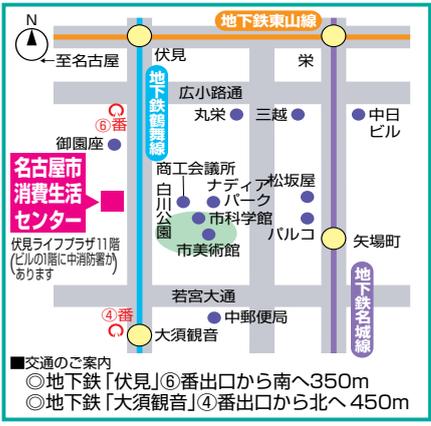
pick up② 組成表示

繊維の名称と混合率(使用割合)を示しています。
表示例

品質表示	
綿	51%
ウール	48%
ポリウレタン	1%
表示者名	
TELまたは住所	

クリーニングトラブル防止五箇条

- 一条 日ごろの手入れが肝心、購入時には手入れの方法を確認すべし！
- 二条 適切な対応のクリーニング店を選ぶべし！
- 三条 出す前にしっかり点検、シミや汚れの状況・原因を伝えるべし！
- 四条 受け取り時には仕上がりを点検すべし！
- 五条 クリーニングの袋はただの運搬袋、持ち帰ったら袋から出して陰干しすべし！



利用のご案内

- 消費生活相談
 - 月～金(祝日・年末年始を除く) 土曜日(祝日・年末年始を除く)
 - ☎052-222-9671 ☎052-222-9690
 - ☎052-222-9674(架空請求ホットダイヤル) 受付時間 9:00~11:00 13:00~16:00
 - 受付時間 9:00~16:15 ※土曜日は電話相談のみ。面談は行っていません。
- くらしの情報プラザ
 - 月～土 9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)
 - ☎052-222-9677

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙配合率100%白色度80%)